平成２４年（フ）第４７０号
埼玉県熊谷市妻沼東３丁目28番地
債務者　金井　大介
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２３７号
新潟県長岡市表町１丁目９番地21　ベルミーユ505号室、前住所東京都立川市柴崎町４丁目１番20号　セビラーナ301
債務者　増田　研太
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１号
新潟県柏崎市東本町３丁目９番５―102号　旭荘新棟、前住所新潟県柏崎市藤元町17番23号
債務者　桑原　真一
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
新潟県長岡市川口和南津699番地２
債務者　喜多村　優
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
岩手県宮古市近内第11地割52番地21
債務者　武田亜紀子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前９時50分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第９６号
東京都八王子市上柚木３丁目19番地２―503
債務者　杉本　　健
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７号
栃木県足利市粟谷町68番地
債務者　和田　友子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１９号
栃木県足利市今福町411番地６
債務者　中村　晃子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第７５号
栃木県宇都宮市下砥上町1526番地27、前住所栃木県鹿沼市松原４丁目93番地
債務者　渡邉　英和
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第８２号
栃木県宇都宮市鶴田町2943番地３　ベルウッド0101号室、前住所栃木県宇都宮市江曽島２丁目３番４号　メゾングリヴェール201
債務者　八木沢勝利
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第８６号
栃木県鹿沼市上殿町845番地１　ヴィラルミエールＡ201
債務者　中西　健次
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第８７号
栃木県宇都宮市駒生町1288番地２　ロイヤルコーポ403号
債務者　吉澤　紀子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９０号
栃木県小山市大字中久喜446番地３　プレミエールⅡ205号室
債務者　パナヒこと　パナヒ　カリル
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９９号
栃木県宇都宮市東峰町3072番地　第一吉田荘１号室
債務者　川越　正雄
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７１０号
横浜市港北区大曽根台35番20号　鈴木コーポ５号１Ｆ
債務者　星　美沙子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７１１号
横浜市港北区大曽根台35番20号　鈴木コーポ５号１Ｆ
債務者　星　とも子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部